

議案第7号

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、学校教育法が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成26年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この条例による改正前の条例第4条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> | <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> |